

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

●事業報告

当社グループの現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な事業所等

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

バルミューダ株式会社

上記に掲げた事項については、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社の企業/IR情報ウェブサイト（<https://corp.balmuda.com>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しています。

(添付書類)

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区分 | 第16期 (2018年12月期) | 第17期 (2019年12月期) | 第18期 (2020年12月期) | 第19期 (2021年12月期) (当連結会計年度) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 11,191 | 10,849 | 12,587 | 18,379 |
| 経常利益 (百万円) | 1,634 | 1,047 | 1,252 | 1,462 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 39 | 632 | 834 | 1,015 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 6.14 | 97.38 | 127.29 | 122.81 |
| 総資産 (百万円) | 4,756 | 5,070 | 9,113 | 10,881 |
| 純資産 (百万円) | 1,099 | 1,732 | 4,760 | 6,292 |
| 1株当たり純資産 (円) | 169.14 | 266.53 | 615.40 | 755.63 |

(注) 当社は2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っていますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第16期 (2018年12月期) | 第17期 (2019年12月期) | 第18期 (2020年12月期) | 第19期 (2021年12月期) (当事業年度) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 11,164 | 10,827 | 12,546 | 18,368 |
| 経常利益 (百万円) | 1,630 | 1,041 | 1,235 | 1,457 |
| 当期純利益 (百万円) | 35 | 626 | 822 | 1,013 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 5.48 | 96.39 | 125.42 | 122.61 |
| 総資産 (百万円) | 4,759 | 5,066 | 9,093 | 10,860 |
| 純資産 (百万円) | 1,103 | 1,729 | 4,744 | 6,274 |
| 1株当たり純資産 (円) | 169.76 | 266.14 | 613.42 | 753.57 |

(注) 当社は2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っていますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

(2) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社（BALMUDA Europe GmbH）の2社で構成されています。製品の企画、デザイン、設計、開発、国内外での製品等の販売を軸に、「家電事業」の単一セグメントで事業を展開しているファブレス（自社工場を保有せず、外部の製造工場に製品の生産を委託する）メーカーです。加えて、消費者に製品のコンセプトをできるだけ的確にお伝えするために、製品のプロモーションに係る写真、動画等のコンテンツについても、社内で制作しています。なお、連結子会社BALMUDA Europe GmbHは、主に欧州を中心に当社製品の販売を行っています。当社が取り扱う製品については以下のとおりです。

| 事業 | 主要製品 |
|------------------|--|
| 家 電 事 業 | <ul style="list-style-type: none">• 空調関連 The GreenFan（扇風機） GreenFan Cirq（サーキュレーター） GreenFan C2（ポータブルサーキュレーター） Rain（加湿器） BALMUDA The Pure（空気清浄機）• キッチン関連 BALMUDA The Toaster（スチームトースター） BALMUDA The Pot（電気ケトル） BALMUDA The Gohan（電気炊飯器） BALMUDA The Range（オープンレンジ） BALMUDA The Brew（オープンドリップ式コーヒーメーカー）• 携帯端末関連 BALMUDA Phone（4.9インチ 5Gスマートフォン）• その他 BALMUDA The Light（太陽光LEDデスクライト） BALMUDA The Lantern（ポータブルLEDランタン） BALMUDA The Speaker（ワイヤレススピーカー） BALMUDA The Cleaner（ホバー式クリーナー） |

(3) 主要な事業所等

① 当社

| 名称 | 所在地 |
|------|---------|
| 本社 | 東京都武蔵野市 |
| 営業店舗 | 東京都港区 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|---------------------|-----------------------------------|
| BALMUDA Europe GmbH | ドイツ ノルトライン=ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ |

(4) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 147名 | 37名増 | 41.5歳 | 3.2年 |

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員（7名）は含まれていません。
2. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う増加です。

(5) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 578百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 450 |
| 株式会社みずほ銀行 | 161 |
| 多摩信用金庫 | 114 |
| 株式会社静岡銀行 | 83 |
| 株式会社群馬銀行 | 36 |

(注) 上記には、取引銀行2行と締結している貸出コミットメント契約による借入実行残高700百万円を含んでいます。また、そのほか株式会社三菱UFJ銀行及びを主幹事とする銀行団（全8行）と総額1,790百万円の限度枠で貸出コミットメント契約を締結しています。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,327,000株
- (3) 株主数 8,726名

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 寺尾 玄 | 5,782,500 株 | 69.44 % |
| LIMOTECH KOREA CO., LTD | 250,000 | 3.00 |
| 株式会社ミツバ | 125,000 | 1.50 |
| 株式会社ベニヤ | 125,000 | 1.50 |
| KSD-NH | 43,100 | 0.52 |
| 株式会社SBI証券 | 43,029 | 0.52 |
| 株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口） | 40,000 | 0.48 |
| 青山 昌裕 | 36,200 | 0.43 |
| 勝部 健太郎 | 22,600 | 0.27 |
| 鞍田 直子 | 22,500 | 0.27 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称 | 区分 | 新株予約権の 目的となる株式 の種類と数 | 払込金額 | 行使価額 | 行使期間 | 個数 | 保有 者数 | 行使 条件 |
|--------------------------------|-----|----------------------------|---------------|---------------|-------------------------------|--------|----------|----------|
| 第2回新株予約権 2017年1月23日 発行決議 | 取締役 | 普通株式 6,800株 | 1株につき 250円 | 1株につき 250円 | 2019年1月24日 ～ 2027年1月23日 | 68個 | 1名 | 別記 |
| 第3回新株予約権 2017年9月20日 発行決議 | 取締役 | 普通株式 130,000株 | 1株につき 280円 | 1株につき 280円 | 2019年9月21日 ～ 2027年9月20日 | 1,300個 | 2名 | 別記 |

(注) 2019年11月8日開催の取締役会決議により、2019年12月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しています。

(別記) 権利行使の条件

- (1) 権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、次の何れか一にでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合
 - ②懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③当社の書面による事前の同意なく、競合他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合
 - ④上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先 | 当該他の法人等との関係 |
|-------|-------|--|--------------------|
| 社外取締役 | 田中 仁 | 株式会社ジンズホールディングス 代表取締役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 睛姿（上海）企業管理有限公司 董事長 睛姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジンズ 代表取締役 株式会社Think Lab 代表取締役 台灣睛姿股份有限公司 董事長 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| | 片山 礼子 | 株式会社ミクリード 代表取締役社長 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 中嶋 清昭 | ロジガード株式会社 社外監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| | 森 満彦 | 森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| | 永井 公成 | 法律事務所ネクシード 代表弁護士 ベースフード株式会社 社外監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |

- (注) 1. 社外取締役の田中仁氏は、2021年12月24日付で辞任しています。
 2. 社外取締役の片山礼子氏は、2021年12月17日開催の臨時株主総会で選任されました。
 3. 社外監査役の中嶋清昭氏は、2021年9月28日付でロジガード株式会社の社外監査役を退任しています。
 4. 社外監査役の永井公成氏は、2021年6月1日付でベースフード株式会社の社外監査役に就任しています。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|-------|--|
| 社外取締役 | 田中 仁 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、長年にわたる上場企業の経営者としての経験と実績に基づき、コーポレートガバナンスのあり方やサステナビリティ経営といった、上場企業に求められる姿をわかりやすく発言し、当社の業務執行における適正性の確保を進言しています。 |
| | 片山 礼子 | 就任後に開催された取締役会1回のうち1回に出席し、長年にわたる経営幹部及び経営者としての知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性の確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っています。2021年12月の就任で事業年度における取締役会出席回数は1回ですが、女性ならではの視点で、生活家電ユーザーの立場での積極的な発言をしています。 |
| 社外監査役 | 中嶋 清昭 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会12回のすべてに出席し、主に当社の職務執行に対する監査により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。旗艦店となる青山店の開店では、当社における初めてのユーザーと直接接する場となることから意見を述べ、来店者に対する適切な対応につながりました。 |
| | 森 満彦 | 当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等、監査役会において適宜必要な発言を行っています。 |
| | 永井 公成 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会12回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。携帯事業の開始に際しては、契約条項を精査の上で質疑を行い、適切な取引確保につながりました。また、公益通報者保護法等の会社運営に関わる法令の改正に関する指摘を行い、当社の運用改善や法令遵守体制の整備につながりました。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| 区分 | 報酬等の総額 |
|---------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、職務執行状況や報酬見積の算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画内容及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、監査報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合などには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、以下のような体制のもと運用しています。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の意思決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・監査役は、法令が定める権限を行使して、取締役の職務の執行について監査を実施する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や行政当局と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ・内部通報制度運用規程を定め、企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という）を整備する。
 - ・内部監査室は、社長直属の組織として、内部統制システムの整備状況及び運用状況を監査する。内部監査の結果は、社長に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
 - ・情報セキュリティ規程を定め、情報資産の保護及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程を定め、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、当該リスクを評価し、その対策に努める。
 - ・自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、事業継続計画を定め、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づいて運営し、毎月1回定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・取締役会は、経営上の重要事項及び法定事項を決議し、また取締役の職務の執行状況を監督する。
 - ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - ・組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を定め、取締役の職務執行の体制を確立する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・子会社の事業に伴う様々なリスクを把握し、該当リスクを評価し、その対策に努める。
 - ・自然災害、企業不祥事等の不測の事態に備えるため、損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ・関係会社管理規程において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
 - ・子会社の取締役及び使用人はコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
- ・監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下「監査役の補助者」という）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- ⑦ 上記⑥の監査役の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

- ⑧ 監査役の上記⑥の監査役の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は、監査役の補助者に直接指示するものとし、監査役の補助者はその指示に従って職務を遂行する。
- ⑨ 監査役に報告するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告し、監査役からの求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく当社の監査役に報告し、当社の監査役から求めがある場合は、これに応じ、速やかに職務執行の状況等を報告する。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、上記⑨に従い当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役に周知徹底する。
- ⑪ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその仕事の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて取締役及び使用人から職務の執行状況について確認する。
 - ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席する。
 - ・ 監査役は、監査法人と意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ・ 監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行い、連携の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の体制
- ・ 取締役会は17回開催され、経営方針及び経営戦略等の経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的に開催しました。
- ② 監査役の職務執行の体制
- ・ 監査役会は12回開催されました。また、各監査役は取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役及び内部監査担当者との定期的な情報交換等によって、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認し、健全な経営と効率的運用を行うための助言を行っています。
- ③ 内部監査
- ・ 内部監査担当者は監査役と連携しながら、当社及び子会社を対象として内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社設立以来、企業体質の強化及び継続的な製品開発に備えた資金の確保を優先し、当事業年度を含め株主に対する配当を実施していません。今後も当面の間、内部留保の充実を進める方針です。株主への利益還元については、当社の重要な経営課題として認識しており、将来的には、各期の業績、財務体質を勘案しつつ利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当の可能性及びその時期については未定です。

本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 9,424 | 流 動 負 債 | 4,440 |
| 現金及び預金 | 1,000 | 買掛金 | 1,763 |
| 売掛金 | 5,321 | 短期借入金 | 800 |
| 商品及び製品 | 2,541 | 1年内返済予定長期借入金 | 475 |
| 原材料及び貯蔵品 | 220 | 未払金 | 451 |
| 前払費用 | 90 | 未払費用 | 218 |
| 前渡金 | 95 | 未払法人税等 | 238 |
| その他の | 154 | 賞与引当金 | 91 |
| 固 定 資 産 | 1,457 | 製品保証引当金 | 383 |
| 有 形 固 定 資 産 | 743 | その他の | 18 |
| 建物 | 5 | 固 定 負 債 | 148 |
| 建物附属設備 | 146 | 長期借入金 | 148 |
| 車両運搬具 | 1 | 負 債 合 計 | 4,589 |
| 工具、器具及び備品 | 520 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 68 | 株主資本 | 6,289 |
| 無 形 固 定 資 産 | 405 | 資本金 | 1,407 |
| ソフトウェア | 372 | 資本剰余金 | 1,404 |
| ソフトウェア仮勘定 | 6 | 利益剰余金 | 3,477 |
| 特許実施権 | 26 | 自己株式 | △0 |
| 投資その他の資産 | 309 | その他の包括利益累計額 | 2 |
| 繰延税金資産 | 203 | 為替換算調整勘定 | 2 |
| その他の | 106 | 純 資 産 合 計 | 6,292 |
| 資 産 合 計 | 10,881 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 10,881 |

連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高 | 18,379 |
| 売 上 原 価 | 11,059 |
| 売 上 総 利 益 | 7,320 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,802 |
| 営 業 利 益 | 1,518 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 0 |
| 受 取 配 当 金 | 0 |
| 雑 収 入 | 2 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 15 |
| 為 替 差 損 | 29 |
| 雑 損 失 | 12 |
| 経 常 利 益 | 1,462 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 1 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,461 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 446 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △0 |
| 当 期 純 利 益 | 1,015 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 1,015 |

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--|---------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,149 | 1,146 | 2,462 | — | 4,758 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 258 | 258 | | | 516 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | | 1,015 | | 1,015 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 258 | 258 | 1,015 | △0 | 1,531 |
| 当 期 末 残 高 | 1,407 | 1,404 | 3,477 | △0 | 6,289 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|--|-------------|-------------------|-------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 1 | 1 | 4,760 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | 516 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | | 1,015 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △0 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 0 | 0 | 0 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 0 | 0 | 1,532 |
| 当 期 末 残 高 | 2 | 2 | 6,292 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 BALMUDA Europe GmbH

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

ア. 商品及び製品

総平均法による原価法

イ. 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については、定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 18年

建物附属設備 8～18年

車両運搬具 6年

工具器具備品 2～10年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

イ. 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,294百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,327,000株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 162,100株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達については銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日です。借入金は使途が運転資金であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様に管理を行っています。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や借入金に係る支払金利の変動リスクについて、デリバティブ取引等によるヘッジ処理は行っていませんが、金利交渉等を通じて金利削減に努めています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|----------------|-------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,000 | 1,000 | — |
| (2) 売掛金 | 5,321 | 5,321 | — |
| 資産計 | 6,321 | 6,321 | — |
| (1) 買掛金 | 1,763 | 1,763 | — |
| (2) 短期借入金 | 800 | 800 | — |
| (3) 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 624 | 624 | △0 |
| 負債計 | 3,187 | 3,187 | △0 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------|-------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,000 | — | — | — |
| 売掛金 | 5,321 | — | — | — |
| 合計 | 6,321 | — | — | — |

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 800 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 475 | 114 | 31 | 3 | — | — |
| 合計 | 1,275 | 114 | 31 | 3 | — | — |

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 755円63銭

1株当たり当期純利益 122円81銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------|-------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|------|------------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,149 | 1,146 | 1,146 | 0 | 2,448 | 2,448 | — | 4,744 | 4,744 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 258 | 258 | 258 | | | | | 516 | 516 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 1,013 | 1,013 | | 1,013 | 1,013 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 | △0 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | | | — |
| 当期変動額合計 | 258 | 258 | 258 | — | 1,013 | 1,013 | △0 | 1,530 | 1,530 |
| 当 期 末 残 高 | 1,407 | 1,404 | 1,404 | 0 | 3,462 | 3,462 | △0 | 6,274 | 6,274 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関係会社株式
移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ア. 商品及び製品
総平均法による原価法
イ. 原材料及び貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法を採用しています。
ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|--------|-------|
| 建物 | 18年 |
| 建物附属設備 | 8～18年 |
| 車両運搬具 | 6年 |
| 工具器具備品 | 2～10年 |
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しています。

② 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、保証期間内の販売済製品については、過去の実績率に基づいて計算したアフターサービス費用を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,294百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、以下のとおりです。

| | |
|--------|------|
| 短期金銭債権 | 0百万円 |
| 短期金銭債務 | 0 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-----------------|--------|
| 営業取引高（収入分） | 110百万円 |
| 営業取引以外の取引高（収入分） | 0 |
| 営業取引以外の取引高（支出分） | 7 |

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因は、製品保証引当金、賞与引当金、未払事業税等です。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しています。

5. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 氏名 | 関連当事者との関係 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----|------|-----------|----------------------------|-----------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 佐藤弘次 | 取締役 | — | ストック・オプションの権利行使 | 12 | — | — |

(注) 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産 | 753円57銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 122円62銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

バルミューダ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バルミューダ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上